

# JIS

## 温水洗浄便座

JIS A 4422 : 2024

(JSEIA/JSA)

令和 6 年 5 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	清 家 剛	東京大学
(委員)	太 田 啓 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	勝 俣 英 雄	一般社団法人日本建設業連合会 (株式会社大林組)
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	釘 宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	興 石 直 幸	一般社団法人日本建築学会 (早稲田大学)
	高 橋 光 明	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	田 辺 新 一	早稲田大学
	永 井 香 織	日本大学
	萩 原 伸 治	一般財団法人建材試験センター
	原 智 彦	断熱・保温規格協議会
	藤 野 珠 枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	吉 田 可保里	T&T パートナーズ法律事務所

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 61.11.1 改正：令和 6.5.20

官 報 掲 載 日：令和 6.5.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本レストルーム工業会

(〒461-0002 愛知県名古屋市東区代官町 39-18 日本陶磁器センタービル TEL 052-935-7944)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 清家 剛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	2
5 定格電圧及び定格周波数	3
6 性能	3
6.1 洗浄性能	3
6.2 温風性能	4
6.3 暖房便座性能	4
6.4 耐圧性能	4
6.5 水撃限界性能	4
6.6 逆流防止性能又は負圧破壊性能	4
6.7 機械的強度	5
6.8 耐久性能	5
7 構造	5
7.1 構造一般	5
7.2 水路部分	6
7.3 電気部分	6
8 材料	6
9 試験方法	6
9.1 試験条件	6
9.2 構造試験	6
9.3 洗浄性能試験	7
9.4 温風性能試験	8
9.5 暖房便座性能試験	8
9.6 耐圧性能試験	8
9.7 水撃限界性能試験	8
9.8 逆流防止性能試験	8
9.9 負圧破壊性能試験	9
9.10 機械的強度試験	9
9.11 耐久性能試験	9
10 検査	9
10.1 形式検査	9
10.2 受渡検査	10
11 製品の呼び方	10

	ページ
12 表示 .....	10
12.1 製品表示 .....	10
12.2 包装表示 .....	10
13 取扱説明書 .....	11
14 環境及び再資源化の配慮事項 .....	11
附属書 A (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表 .....	12
解 説 .....	22

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本レストルーム工業会（JSEIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 4422:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

## 温水洗浄便座

## Electrically operated spray seats

## 1 適用範囲

この規格は、洗浄に使用する水道水又はこれと同等の水質のものを電気で加温し、主に家庭で使用する温水洗浄装置及び暖房便座をもつ温水洗浄便座（以下、洗浄便座という。）について規定する。

なお、技術上重要な改正に関する旧規格との対照表を、**附属書 A**に記載する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS A 4424** 家庭用及びこれに類する温水洗浄便座－性能測定方法－温水洗浄便座の一般的試験方法

**JIS A 5207** 衛生器具－便器・洗面器類

**JIS B 0100** バルブ用語

**JIS C 9335-2-84** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-84 部：トイレ機器の個別要求事項

**JIS S 0103** 消費者用図記号

**JIS S 3200-1** 水道用器具－耐圧性能試験方法

**JIS S 3200-3** 水道用器具－水撃限界性能試験方法

**JIS S 3200-4** 水道用器具－逆流防止性能試験方法

**JIS S 3200-5** 水道用器具－負圧破壊性能試験方法

**JIS T 0921** アクセシブルデザイン－標識、設備及び機器への点字の適用方法

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS B 0100**による。

## 3.1

## 温水洗浄装置

温水発生装置で得られた温水をノズルから吐き出し、おしり洗浄（rear spray）、又はおしり洗浄及びビデ洗浄（front spray）を行う装置

## 3.2

## 暖房便座